

津幡町立小中学校に勤務する県費負担教職員自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月12日

津幡町教育委員会教育長職務代理者 渡 邊 加寿子

津幡町教育委員会規程第1号

津幡町立小中学校に勤務する県費負担教職員自家用車の公務使用に関する規程（平成13年津幡町教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「津幡町職員の旅費に関する条例（昭和35年津幡町条例第9号）第14条」を「実走行距離（1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた距離）に28円を乗じた額」に、「第18条」を「第12条の規定による職員が旅行命令権者の承認を受けて私有車により旅行する場合の旅費」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。